

127号  
27.10.14  
平成27年10月14日 町議会

議長	副議長	幹事	書記
			

庄内町議会 議長 富樫 透 殿

平成27年10月14日

庄内町議会議員 工藤 範子

### 庄内町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書に対する弁明書

私、工藤範子は、町会議員としてこれまで、町民の願いと切実な要求の実現のために懸命に議員活動を行ってきました。

また、町政のチェック役としてその役割を果せるよう努力してまいりました。6月5日に行われた酒田地区広域行政組合消防署立川分署の機械設備工事の指名競争入札に参加した業者が「業者の場合入札金額の訂正は許されないが、町長なら入札不調後でも予定価格の書き換えが許されるのか」との気持ちから、私に情報を寄せてくれたことが、私の心を揺り動かし、「早く何とかしなくては」との思いで、真相を解明する行動を起こしました。これも町政のチェック役を果たしたいとの思いからでした。

私は、7月31日、この問題で鶴岡市庁舎の記者クラブに情報提供を行いました。町長は、記者クラブに情報として提供された資料などを問題視し、9月3日、9月定例議会の本会議で議会側に私の言動への対応を求めました。議会はこの求めに応じ、4日には庄内町議会政治倫理審査会（略称政倫審）を設置、委員5人を決定し、2回の審査を経て、9月30日の審査会で、私の言動は庄内町議会政治倫理条例に抵触すると全員一致で確認しました。

同日、政倫審委員長は議長に対して審査結果報告書を提出、10月1日には議長から私宛に政倫審の審査結果についての通知がありました。私は政倫審の全員が入札問題での私の言動が政倫審条例に抵触しているとの認識を示したことを非常に残念に思います。私は、庄内町議会政治倫理条例第3条第1号「議員の品位若しくは名誉を損なう行為又は議会に対する町民の信頼を損なう行為をしてはならない」とする規定に抵触するような言動を行ったとは思っておりません。その理由について、以下、私の考えを述べたいと思います。

その前に、報告書の表書きで、2 事案の内容 平成27年第3回庄内町議会定例会における一般質問とありますが、報告書では全く触れていないことを指摘しておきたいと思います。

1) 機械設備工事の入札が不調に終わった後、この入札の予定価格が間違っていたことが判明、町長、副町長は、やってはならない対応を選択し、町長が入札の途中で予定価格を書き換えたことは冷厳な事実です。したがって、記者クラブに情報として提供した私のメモの⑧「庄内町には、再入札の定めがない。そのため、町長は予定価格を改ざんして、『1回目で落札した』ことにしたと推察される」との文章を政治倫理条例に抵触する主な理由にすることはできません。

①機械設備工事の入札は、1回目、2回目とも入札額が予定価格を上回り不調に終わりました。この後に予定価格が間違っていたことが判明します。ここで、町長、副町長が取った対

応は、1回目の入札で「予定価格に達していません」と宣言した行政行為を撤回し、入札そのものは生かし、町長が書き換えた予定価格で入札を行ったことにして、1回目の入札で最低入札額で応札した業者を、落札業者に決定することでした。不調を宣言した時点で、この入札は終わったのです。そのことを認めず、道理の無い前代未聞のやり方で落札業者を決定したことは、無効であり、撤回すべきです。

②1回目の入札そのものは生かしたということは、町長が入札前に遡って予定価格の書き換えたことを意味します。町長はやってはならないことをやってしまったのです。

③入札が不調後に終わり、その後、予定価格が間違っていることが判明した段階で、町長、副町長がとるべき対応は、入札は終わったとの認識に立ち、正しい予定価格によって、入札をやり直すことであり、それ以外に選択する道がなかったのです。

④こうした問題を指摘した私が、町長の名誉を傷つけ、議会に対する町民の信頼を損なう行為を行ったとして政治倫理条例違反で処分されようとしています。こんな道理のないことは絶対に許せません。

2) 終りとすべき入札を生かし、予定価格を書き換えて、落札業者を決定し、一方的に通知する。これでは緊急に招集された業者の中に「押し付けられた」と実感する人がいるのは当然ではないでしょうか。

私が前述したメモの⑥で「結論を押しつけた」と記したことは、こうした業者の声を代弁したものであり、それを政治倫理条例に抵触する理由にすることはできません。

3) この他に、政倫審の報告書では、私の言動で政治倫理条例に抵触する理由として、町当局が私に対し、記者クラブに情報として提供した資料の開示を求めたのに、求めた資料とは違う資料を示したことや、私のメモの日付、金額などの誤りがありましたが、訂正が行われていないことなどをあげています（誤りは現時点で訂正されています）。これらは事実であり反省しています。しかし、意図的に行ったものでは決してありません。今後はこうしたことを繰り返さないよう注意して行きたいと思います。

ただ、これをもって直ちに政治倫理条例に抵触するとまでは考えておりません。